

議 第 3 号

北朝鮮による日本人拉致問題の解決に向けた
取組の更なる推進を求める意見書（案）

年 月 日

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣 宛 て
外 務 大 臣
拉 致 問 題 担 当 大 臣

議 長 名

地方自治法第99条の規定により、下記のとおり意見書を提出します。

記

北朝鮮による日本人拉致問題について、これまでに5人の拉致被害者が帰国を果たしたものの、北朝鮮側から一方的に特別調査委員会の解体が宣言されて以降、大きな進展が見られないまま、関係者の高齢化が進み、政府認定被害者の親世代で存命なのは横田早紀江さん1人となった。

政府は、拉致問題を国の責任において解決すべき喫緊の重要課題として位置付け、諸外国からも支持を得てきた。昨年就任した高市首相は、「私の代で突破口を開き、具体的な成果に結び付けたい」旨の決意を表明し、「解決は私に課せられた使命だ」と強調するなど、今後の動きが注目されている。

問題の早期解決に向けて、一刻の猶予も許されない状況にある中、政府による取組の加速には世論の後押しが不可欠であり、特に若年層をはじめとする、幅広い世代からの関心を高めるための広報等、国内に対する積極的な働きかけも重要となる。

よって、本県議会は、国会及び政府において、被害者全員の即時一括の帰国を実現するため、一層の外交努力を重ねるとともに、国民の理解促進に努めるなど、北朝鮮による日本人拉致問題の解決に向けた取組を更に推進するよう強く要請する。